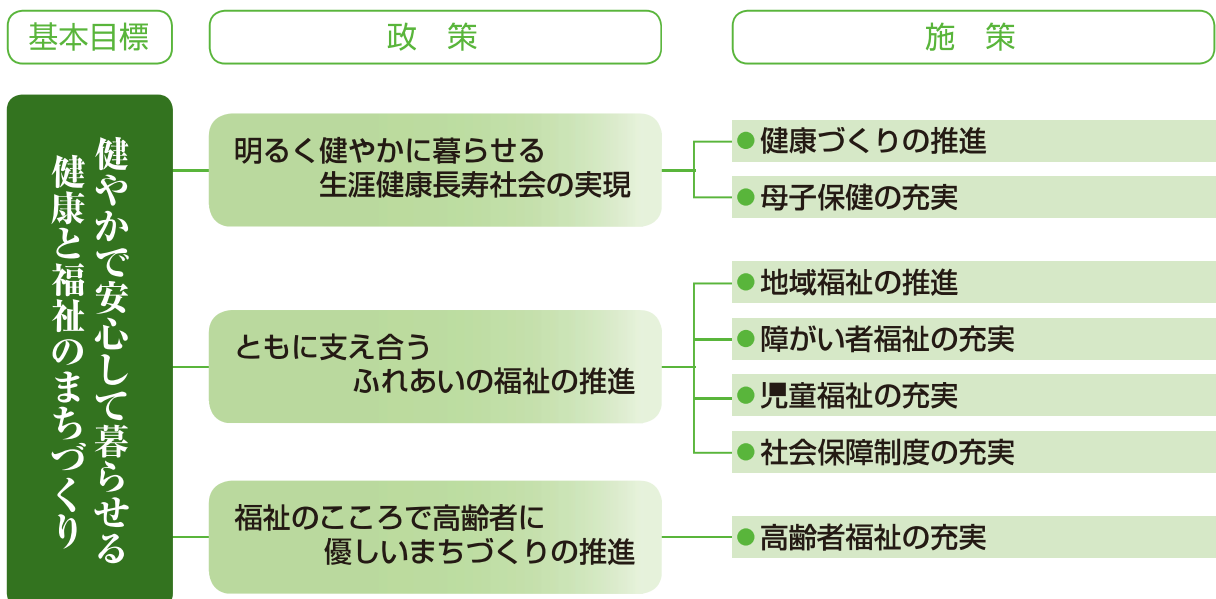


第3章

健やかで安心して暮らせる健康と福祉のまちづくり



市民が生涯健康で健やかに暮らせるよう、保健・医療・福祉が連携し、必要なサービスが受けられる環境の整備を図り、一人ひとりが安心して生活がおくれるよう、ともに支え合い合うことのできる「健やかで安心して暮らせる健康と福祉のまちづくり」を推進します。



第1節 明るく健やかに暮らせる生涯健康長寿社会の実現

施策
区分

1 健康づくりの推進

現状と課題

市民が健康で生き生きと暮らせるまちづくりに向け、本市では、生活環境や心身の健康など総合的な視点で健康づくりを推進しています。

本市における死亡原因は、がんが全体の1/3を占め、年々増加傾向にあり、心臓病や脳血管疾患による死亡を合わせると、全体の1/2にのぼっています。また、受療状況から見ると、高血圧症が最も多く、糖尿病・高脂血症も増加しています。これらの病気は、毎日の食生活や運動、飲酒、喫煙などの生活習慣によって発症の危険度が高まるといわれており、個々に合わせた健康教育の充実や地域ぐるみで取り組む健康づくり体制を構築していく必要性があります。併せて疾病の早期発見・早期治療のため、検診体制を充実し、受診の促進を図る必要があります。

次に自殺による死亡も死亡原因の上位に位置しています。本市では働き盛りの男性の自殺率が60%以上と高くなっています。自殺の原因は一つでなく、多くの要因が重なりあって発生すると言われていいます。自殺は個々の問題というよりも社会全体で取り組んでいかなければならないことから、市民、地域全体で発症を未然に防ぐ一次予防体制に重点をおいた健康づくりの取り組みを推進していく必要性があります。

また、近年、高齢者の肺炎による死亡も増加してきています。平成21年5月に発症した新型インフルエンザは全国的な流行となり社会経済を混乱させましたが、幸い病原性が弱く、市でも、早期対策により重症化の防止につながりました。また、結核については、死亡はありませんが、毎年数名の方の感染が見られます。

今後の新型を含む感染症の流行及び重症化予防に向けて、これまでの対策を評価しながら今後も強化していく必要があります。

本市の医療施設は、病院が2施設（病床数420）、診療所29施設（病床数42）となっており、内科、外科、精神科、心療内科、小児科、整形外科、眼科、耳鼻咽喉科、歯科等の施設を有し、県都秋田市に隣接していることから医療環境は比較的恵まれています。疾病の予防、早期治療、継続管理の面から、あるいはかかりつけ医機能としても、今後も引き続き保健医療体制の整備や保健・医療・福祉の緊密な連携を図っていく必要があります。



参考データ

潟上市の死亡原因の年次推移

(単位:人)

区 分	平成18年		平成19年		平成20年	
	病名	死亡数	病名	死亡数	病名	死亡数
第1位	悪性新生物	119	悪性新生物	88	悪性新生物	120
第2位	肺 炎	60	脳血管疾患	51	脳血管疾患	49
第3位	心 疾 患	55	心 疾 患	47	肺 炎	42
第4位	脳血管疾患	41	肺 炎	39	心 疾 患	41
第5位	自 殺	19	自 殺	13	自 殺	19
	そ の 他	86	そ の 他	98	そ の 他	98
死 亡 者 総 数		380		336		369
総 人 口		35,560		35,471		35,232

資料:秋田県衛生統計年鑑

健康診査の受診状況 (平成21年度)

(単位:%)

区 分	特定健診	胃がん検診	大腸がん検診	肺がん検診 (レントゲン)
受 診 率	17.0	17.1	22.5	16.0
精密検査受診率	-	72.3	61.8	70.9
区 分	前立腺がん検診	肝炎ウイルス検診	子宮がん検診	乳がん検診
受 診 率	16.4	53.1	26.7	25.4
精密検査受診率	42.1	50.0	58.3	27.1
区 分	結核検診			
受 診 率	13.1			
精密検査受診率	68.4			

資料:健康推進課

◎計画的な健康づくりの推進

- 平成20年度に策定した、市の健康づくり計画「健康かたがみ21」で設定している「食育・生活習慣病予防・運動・心の健康」などの行動目標に沿って計画的に実践し、健康づくり施策の推進を図ります。
- 計画を推進するため、健康づくり組織である「潟上市健康生活推進協議会」との協働体制を強化しながら、市民の主体的な健康づくり活動の支援のために計画的に取り組めます。
- 結核の撲滅、インフルエンザ、肺炎等の感染症予防、重症化の防止を図るため、県や管轄保健所、医師会等の関係機関と連携を図り、予防啓発に努めます。
- 効果的な健康づくり活動を進めるため、健康づくり活動の実践評価を行います。
- 健全な生活習慣確立のため、疾病の特性や生活習慣病を踏まえた健康教育等を実施するとともに、健康に関する知識の普及や相談体制の充実に努めます。



◎市民の主体的な健康づくりへの支援

- 健康寿命の延伸のため、日頃から健康に関心を持ち積極的に健康づくりができるよう検診体制の充実を図るとともに、正しい知識の普及啓発と健康づくりの実践が推進されるよう、環境の整備に努めます。
- がんや脳卒中などの生活習慣病予防のため、健康生活推進協議会と連携しながら、食生活改善、運動習慣の定着、公共施設における受動喫煙防止対策等の推進に努めます。
- こころの健康の保持及び自殺予防を図るため「健康かたがみ21」計画に基づき、民間ボランティア組織や健康生活推進協議会と連携し、その啓発に努めます。

◎地域医療の充実

- 生涯を通じ、心身ともに健康で、安心して暮らすことが出来るよう、保健、福祉、医療が連携し、プライマリ・ケア※の推進を図り、健康寿命の延伸を目指します。
- 市民がより身近に生活習慣病などの病気の治療や予防等について相談できる「かかりつけ医機能」の啓発に努めます。

目 標

区 分	単 位	21年度	25年度	27年度
特定健康診査受診率	%	17	45	60
がん検診受診率	%	20	30	50
結核検診受診率	%	14.4	20	30
自殺死亡者数(年)	人	11	9以下	5以下

用語解説

※プライマリ・ケア：総合的な保健医療活動で、治療や予防、健康の保持増進のための保健サービス。



施策
区分

2 母子保健の充実

現状と課題

子どもたちが心身ともに健やかに成長できる社会の実現は、市民全体が力を合わせて取り組んでいかなければならない課題です。

当市の出生数は減少傾向にあります。生まれてくるすべての子どもたちが等しく健やかに成長できるよう、妊娠期から乳幼児期の一貫した健康管理体制で取り組んでいます。しかしながらこれまで、不妊対策については十分ではなく、不妊に悩む夫婦が統計上10組に1組の割合で存在するといわれ、不妊治療による夫婦への心理的・経済的負担が課題となっています。

次に、思春期保健における取り組みとして、生命の誕生を主体とした学習を学校保健と連携し取り組むことで、児童・生徒がいのちの大切さを理解する上でも効果を挙げております。一方で、近年の若年層の性行動の活発化によって、20代からの子宮頸がんの増加が懸念されています。将来、がんを発症することで、望む妊娠出産が危ぶまれるという問題も出てきております。

また、小児期の感染症対策については、これまで定期予防接種の徹底を図ることにより、特に麻疹の発症予防につながっています。近年は、ワクチンの開発により任意による予防接種によって重症化防止に効果を挙げている感染症も増えてきており、今後の感染症予防対策として検討していく必要があります。平成21年に発生した新型インフルエンザについては、市の早期対策で重症化防止につながっています。

これらのことから、時代を担う子どもたちの生涯を通じた健康を、家庭や地域全体で支えていくことができるよう、また、望む妊娠が可能となり、妊娠・出産、子育てが、安心してできる環境整備や確保のために、今後も、保健・医療・福祉及び教育機関等と連携して、母子保健対策を総合的かつ効果的に推進していくことが必要です。

参考データ

妊娠届出数の推移

(単位:人)

平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
236	245	248	207	216

資料:健康推進課

妊婦健康診査実施状況

(単位:人)

年 度	交付件数	受診件数	所見あり	有所見率	有所見者内訳			
					妊娠中毒症	貧血	切迫流早産	その他
平成19年度	260	238	125	52.5%	0	125	0	0
平成20年度	218	209	93	44.5%	0	91	0	2
平成21年度	234	175	73	41.7%	0	70	0	3

資料:健康推進課

乳児健康診査の状況

(単位:人)

年 度	4か月児健康診査			1歳6ヶ月児健康診査			3歳児健康診査		
	対象	受診者	受診率	対象	受診者	受診率	対象	受診者	受診率
平成19年度	238	226	95.0%	245	243	99.2%	278	250	89.9%
平成20年度	249	247	99.2%	250	237	94.8%	283	257	90.8%
平成21年度	188	185	98.4%	227	221	97.4%	235	221	94.0%

資料:健康推進課

歯科健康診査の状況

(単位:人)

年 度	1歳6ヶ月児				3歳児			
	対象	受診者	受診率	う歯り患率	対象	受診者	受診率	う歯り患率
平成19年度	245	241	98.4%	3.3%	278	249	89.6%	38.2%
平成20年度	250	237	94.8%	4.2%	283	257	90.8%	46.3%
平成21年度	227	221	97.4%	3.2%	235	221	94.0%	37.6%

資料:健康推進課





これからの取り組み

◎子どもを生き育てやすい環境づくり

- 不妊に悩む夫婦が安心して不妊治療が出来るよう、県とタイアップしながら、相談及び事業の啓発を図るとともに、不妊治療費の助成により、経済的負担の軽減を図ります。
- 若い世代に増加している子宮頸がんの予防に向け、予防接種効果の高い女子中・高生を対象に、接種費用の助成を行い、将来の健康づくりを支援します。
- 安心して子育てが出来るよう、地域での見守りや声かけ、市健康生活推進協議会等の組織活動を支援します。

◎妊産婦の健康管理体制の充実

- 母子の健やかな成長を支援するため、妊娠の早期届け出の推進や妊婦健診への助成等を継続実施します。
- 妊娠・分娩が安心かつ安全に経過するよう、妊産婦に対して、きめ細かな相談やマタニティ教室を開催し、妊娠中の保健指導などの支援体制を強化します。

◎乳幼児の健康管理体制の充実

- 出生から就学まで一貫性のある健康管理体制の確立に努めるとともに、健やかな発育・発達を促すため、健康診査及び歯科健康診査の充実を図ります。
- 発達異常や疾病の早期発見のため、健康診査事後指導から療育指導、ことばの指導等、一貫した相談指導体制をつくります。
- 子育てに関する疑問や不安解消のため、新生児の家庭訪問のほか、乳児全戸訪問、子育てを支援していくための各種教室等の充実を図ります。
- 感染すると重症化しやすく、流行により社会生活への影響が懸念される麻疹・風疹など、予防接種効果の高い感染症に対し、予防接種の推進を図ります。

◎思春期保健対策の充実

- いのちの大切さを理解することができるよう学校教育との連携を図り、思春期の心身の教育に取り組みます。

目 標

区 分	単位	21年度	25年度	27年度
子宮頸がん予防接種（任意）接種率	%	—	60	70
麻疹風疹予防接種第1期接種率	%	95	100	100
妊婦健診有所見率	%	41.7	30	26
4ヶ月児健康診査受診率	%	98.4	100	100
1歳6ヶ月児健康診査受診率	%	97.4	100	100
3歳児健康診査受診率	%	94	100	100
虫歯り患率（1歳6ヶ月児）	%	3.2	2.5	1.5
虫歯り患率（3歳児）	%	37.6	35	25
思春期保健に関わる教室の実施	校	1	3	3



第2節 ともに支え合うふれあいの福祉の推進

施策
区分

1 地域福祉の推進

現状と課題

少子高齢化の進行や成長型社会の終焉、産業の空洞化、そして近年の深刻な経済不況などにより、高齢者、障がい者などの生活上支援を要する人々は一層厳しい状況におかれています。また、青少年や中年層においても生活不安とストレスが増大し、自殺や家庭内暴力、虐待などが新たな社会問題となっています。

本市では、行政・社会福祉協議会・民生児童委員等が協力して地域福祉の充実に努め、きめ細かい福祉活動を展開しています。また、平成21年度に実施した「地域福祉市民意識調査」の中で行政が福祉を進めるために優先して取り組むべきだと思うものは、「高齢者や障がい者になっても在宅生活が続けられる福祉サービスの充実」が55.9%、「防災や見守りなど、住民が共に支え合う仕組みづくりへの支援」が36.6%となっているなど、すべての人が住み慣れた地域で、安心して快適に、できるだけ自立して生きがいを持って暮らしていくためには、公的サービスの充実はもとより、市民も行政も協力し合いともに取り組むことが不可欠となっています。

これらを踏まえ、「潟上市地域福祉計画」のもとに、全ての市民の方々が自分たちの暮らす地域で、お互いに思いやり、助け合い、その人らしく自立した生活を送れるよう「地域での人と人とのつながり」を大切にする住みよい支え合いの地域社会づくりを目指します。





これからの取り組み

◎福祉サービスの充実

- 市民の生活課題は、必ずしも専門分化した単一の福祉サービスによって解決できない場合が多く、福祉・保健・医療その他生活関連分野それぞれが十分な連携を図って総合的なサービス提供に努めます。
- 障がい者や高齢者等が生き生きと安心して自立した生活を営むため、「福祉事務所」を中心に相談事業の充実を図り、利用者の立場に立った必要な福祉サービスの企画・提供に努めます。
- 社会福祉協議会・在宅介護支援センター等のさまざまなサービスを、民間活力を利用しながらその安定的な運営に努めます。

◎支え合う地域福祉の推進

- 社会福祉協議会・在宅介護支援センター・民生児童委員・NPO・ボランティアなどとの連携を図り、地域ケアシステムの構築・整備について検討します。
- 地域福祉の中核である社会福祉協議会が行う地域福祉活動事業の支援に努めるとともに、福祉員の設置や地域福祉ネットワーク（見守りネットワーク）事業、研修会、交流会等の事業を推進します。
- 社会福祉協議会のボランティアセンターを中心に、ボランティアの登録、福祉教育の推進、研修会、ボランティアスクールの開設など地域福祉を支える担い手の育成に努めます。
- 「潟上市災害時要援護者避難支援計画」のもと、災害時要援護者※の避難支援を迅速、的確に行うため、要援護者の情報把握、防災情報の伝達手段・伝達体制の整備や避難誘導などの支援体制の確立に努めます。

◎福祉環境の整備・充実

- 障がい者、高齢者等が地域社会で安心して生活できるよう、公共施設へのスロープの設置や歩道の段差解消など福祉環境の整備・充実を図り、地域のバリアフリー化※を推進します。

用語解説

※災害時要援護者：必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの一連の行動をとるのに支援を要する人々。一般的に高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び日本語を理解できない外国人等があげられます。

※バリアフリー：もともとは建築用語で「バリア（障壁）」を「フリー（のぞく）」つまり障壁となるものを取り除き、生活しやすくすることを意味します。建物内の段差など、物理的な障壁の除去と言う意味合いから、最近ではより広い意味で用いられてきています。



施策
区分

2 障がい者福祉の充実

現状と課題

近年、高齢化の進行に加え、ストレスを要因とした精神障がい等、障がい者が増加しているとともに、障がいの重度化・重複化が進行しています。

これまでに、障がい者の自己決定や選択を重視し、利用者本位のサービス提供を基本とする支援費制度がスタートし、サービス提供体制の拡充が図られてきました。また、「発達障害者支援法」が施行され、自閉症等の発達障がい福祉施策の対象であること、及び、発達障がい者への支援が、国、県及び市町村の責務であることが明確に示されました。その後、「学校教育法の一部を改正する法律」においても、さまざまな障がいに対応した適切な指導と支援を行うための特別支援教育の推進が謳われています。

このような状況の中、障がい者施策の3障がい※一元化、就労支援の強化、安定的な財源の確保などを主な内容とした、「障害者自立支援法」が平成18年度に施行されました。この法律は、障がい者が住み慣れた地域で必要な支援を受けながら自分らしく生活を送ることができる地域社会の実現をめざしたのですが、今後、この法律の改正が予想されることなど、法制度がめまぐるしく変化する中で、障がいのある人が住み慣れた地域で必要な支援を受けながら、自分らしく生活を送ることができる地域社会の実現をめざす必要があります。

さらに、市民の障がいに関する理解の促進と、人権意識等の醸成を図るため、積極的な情報発信を行うとともに、民生児童委員や社会福祉協議会とも連携を図りながら、地域における見守りや、災害時などの援助支援を行うネットワークづくりなど、安心して暮らせる地域づくりに努めます。

用語解説

※3障がい：身体・知的・精神の3つの障がいのこと。自立支援法の施行前は障がいの種別ごとに異なる法律に基づき、福祉サービスや、公費負担医療等が提供されていました。



参考データ

障がい者数・等級別の状況

(平成22年3月31日現在)

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視 覚 障 害	32	26	8	7	13	10	96
聴覚・平衡機能障害	6	26	19	20	2	46	119
聴 覚	6	25	18	20	2	46	117
平 衡 機 能	0	1	1	0	0	0	2
音声・言語等機能障害	0	2	23	6	0	0	31
肢 体 不 自 由	245	245	177	229	75	31	1,002
上 肢	170	124	41	35	28	16	414
下 肢	59	87	111	194	34	15	500
体 幹	15	34	25	0	13	0	87
運動機能障害	1	0	0	0	0	0	1
上肢機能	1	0	0	0	0	0	1
移動機能	0	0	0	0	0	0	0
内 部 障 害	268	3	59	63	0	0	393
心臓機能障害	205	1	41	9	0	0	256
じん臓機能障害	60	0	1	2	0	0	63
呼吸器機能障害	3	2	15	5	0	0	25
膀胱直腸等障害	0	0	2	46	0	0	48
小腸機能障害	0	0	0	1	0	0	1
免疫機能障害	0	0	0	0	0	0	0
計	551	302	286	325	90	87	1,641

資料:社会福祉課

療育手帳等級別の状況

(平成22年3月31日現在)

区 分	療育手帳A (最重度・重度)	療育手帳B (中度・軽度)	計
0 ~ 19 歳	23	32	55
20 ~ 64 歳	69	70	139
65 歳 以上	25	7	32
計	117	109	226

※療育手帳:知的障がい者の方に交付する手帳のこと。 資料:社会福祉課

精神障害者手帳等級別の状況

(平成22年3月31日現在)

区 分	精神障害者 手帳 1級	精神障害者 手帳 2級	精神障害者 手帳 3級	計
0 ~ 19 歳	0	1	0	1
20 ~ 29 歳	0	5	3	8
30 ~ 39 歳	2	25	8	35
40 ~ 49 歳	2	17	3	22
50 ~ 59 歳	7	27	11	45
60 ~ 69 歳	3	13	3	19
70 歳 以上	4	2	0	6
計	18	90	28	136

資料:社会福祉課



これからの取り組み

◎生活支援体制の充実

- 情報提供、相談対応の充実に努め、地域における相談活動の促進を図りながら、体制の強化を推進していきます。
- 障がいのある人が受診しやすい体制づくりに努め、地域ケア体制の整備を推進し、相談支援体制の充実に努めます。また、自立支援医療や福祉医療の適正な運用を図り、障がい者が安心して適切な医療を受けられるように努めます。
- 障害程度区分認定は、医師等など専門的な知見を有する委員で構成し、適正に認定を行います。また、居宅での生活を支援し、生活介護・自立訓練・児童デイサービス等の充実に努めます。
- 利用者のニーズに対応できるよう、日中一時支援事業の充実及び事業者への情報提供など参入促進を図り、障がい者に対して、各種助成制度の情報提供や周知を行い経済的負担の軽減を図ります。また、在宅サービスの充実・支援に努めます。

◎自立と社会参加の促進

- 障がいのある子どもを早期に発見するため、乳幼児健康診査や乳幼児健康相談、訪問指導等の充実に努め、保護者に対して、相談支援の充実に努めます。
- 市内の各保育所においては障がいの種類や程度に応じた保育を推進し、就学相談や指導の充実に努めます。
- 障がいのある人が持てる能力を最大限に発揮できる職業能力向上への支援や、関係機関と連携し、就労に向けた支援を行います。

◎地域のバリアフリー化と安心づくり

- 市民の障がいに関する理解の促進と人権尊重意識の醸成を図るため、広報やホームページ等を積極的に活用します。
- 公共施設の障がい者用トイレ、エレベーター、スロープ等の設置・改善を進めるとともに、障がい者用駐車場の確保に努めます。
- 安全な歩行空間が確保できるように、歩道の拡幅や傾斜の解消、点字ブロックの設置など、道路・交通環境整備や設備の改善に努めます。
- 手話通訳など、それぞれの障がいに応じた情報伝達の充実に努めます。
- 市地域防災計画に基づき、要援護者の情報の把握や防災情報の伝達、避難誘導等の支援体制の整備を図りながら、関係機関との連携体制を強化します。

施策
区分

3 児童福祉の充実

現状と課題

児童福祉は、児童福祉法に基づいていろいろな問題から家庭で暮らすことのできない児童等への施設サービスや障がい児に対する在宅・施設サービス等が実施されています。また、要保護児童の保護・救済といった制度から子育てを社会全体で支える視点からの制度の充実が必要であり、子育て支援を含めた施策の推進が一層求められています。

年々母子・父子家庭は増加傾向にあることから家庭における経済負担の軽減を図るため、今後も医療費の助成を継続していくとともに、家庭の状況に応じて生活の安定や家庭環境の向上を図るため、相談体制の充実や、近年問題となっている児童虐待への対応も必要となっています。

本市の福祉医療受給者数は、平成16年度末現在の3,521人から年々増加して、平成21年度末現在では3,618人となっており、それに比例して、医療費助成総額も平成16年度の約1億1,500万円から平成21年度の約2億1,900万円と増え続けている状況にあります。乳幼児、母子・父子家庭の児童、重度心身障がい（児）者等の生活の安定と自立の支援を図りながら、継続して医療費の助成を行うためには、財政事情を考慮しながら制度の適正な運用に努めていくことが重要となっています。

これからの取り組み

◎福祉医療助成の継続

- 乳幼児医療費の負担軽減と少子化に対応した、福祉医療費助成事業の継続に努めます。
- 福祉医療制度の適正な運用を図るため、重複・頻回受診の抑制を図るとともに、制度の周知徹底に努めます。

◎要保護児童への支援の充実

- すべての子育て家庭が安心して、ゆとりを持って子育てに取り組むことができるよう、特に支援が必要な子どもや家庭に対してはきめ細かいサポートを行います。
- 父母の離婚などによるひとり親家庭の児童などの家庭における経済負担の軽減を図るため、児童扶養手当や福祉医療費の支給、保育料の援助などの支援を充実させます。

◎児童虐待への対応

- 虐待の発生予防から早期の発見・対応など、要保護児童対策地域協議会など関係機関との情報の共有化や支援の方策などについて連携を図ります。



施策
区分

4 社会保障制度の充実

現状と課題

社会保障とは、国民の生活の安定が損なわれた場合に国民がすこやかで安心できる生活を保障することを目的として、公的責任で生活を支える給付を行うものとされています。4人に1人が高齢者という本格的な高齢化社会を迎える中、社会保障ニーズの大幅な増加が予想され、現行制度のままではこれを負担できなくなる可能性があります。こうした現状を回避し、安心して生活できる社会を今後も維持していくためには、それぞれの制度に整合性がとれた考え方に基づき、一人ひとりが誇りと生きる喜びを感じられるような社会保障の仕組みを作り上げていくことが重要です。

生活保護は、生活困窮者に対して人間らしい最低限度の生活を保障するとともに、要保護者の自立を支援することを目的とした制度ですが、平成20年以降の金融・経済危機により、雇用情勢が悪化し失業により要保護となる世帯も多くなっています。また、年金のみでの生活困窮による要保護となる世帯も多くなっています。このような経済・雇用情勢は回復までにはしばらくかかることから、他法・他施策の活用、関係法令の遵守に努め、適正な保護の実施を図ることが求められています。とりわけ、きめ細やかな対応を実施するため、面接相談員や就労支援員などの専門員を配置する必要があります。

国民健康保険は、加入者が年間約100人の減少が続く一方、高齢者の増加や医療技術の進歩に伴い医療費の負担が年々増加しています。また、長引く景気の悪化に伴い、被保険者の所得も減少傾向にあり、財政状況は厳しさを増している状況です。

国民健康保険税の収納率は、下降気味であり、滞納世帯数が増加傾向にあるため、引き続き悪質な滞納者には短期被保険者証や資格証明書の交付を実施し、国民健康保険事業の健全な運営に努める必要があります。

老人保健医療制度に変わり、平成20年度からスタートした後期高齢者医療制度は、出生率の低下や労働人口の減少と合わせ、高齢化社会の急激な進展に伴う高齢者医療費の増加に対応するため、高齢者と現役世代の医療費の負担割合を明確にするとともに、高齢者医療費を安定的に支え、医療サービスの維持・向上を目的としたものですが、「後期高齢者」という呼び方への批判や、「75歳」という年齢で区別した事への不満、また制度内容の説明不足などが重なり、平成24年度末までの廃止が検討されている状況です。今後は、制度改革の動向を注視し、適切な対応と市民に対する情報提供の必要があります。

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支えていく仕組みとして定着していますが、サービスの供給過剰が高齢者の自立を妨げたり、在宅介護重視を謳いながら実情は施設介護中心だったり、現実とあわない課題を多く抱えています。今後は、高齢者の自立支援を目的とした介護予防重視への転換が試みられることから、本市においては高齢化社会と高齢者施策を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護保険事業計画を見直しながら、介護サービスの充実と基盤整備、関連事業者等との連携を十分に図っていくことが求められます。

国民年金制度に対する正しい理解のもとに、国民年金制度への加入促進と年金保険料の滞納解消に取り組むことも重要となっています。



参考データ

生活保護の状況 (年度内平均)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
世 帯 数 (件)	294	316	325	347	372
人 員 (人)	420	439	440	463	517
保 護 率 (%)	11.8	12.3	12.4	13.0	14.5

資料:社会福祉課

国民健康保険加入者の状況 (年度内平均)

(単位:人、世帯)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
国 保 加 入 世 帯 数	6,207	6,242	5,185	5,085
国 保 加 入 者 数	9,537	9,490	9,341	9,239
退 職 被 保 険 者 数	2,333	2,501	763	679
老 人 保 健 対 象 者 数	2,831	2,754	0	0
一 般 被 保 険 者 数	7,204	6,989	8,578	8,560
介 護 保 険 2 号 被 保 険 者 数	4,040	3,901	3,763	3,675

資料:市民課

後期高齢者医療の状況 (年度内平均)

(単位:人、件、円)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
被 保 険 者 数	-	-	4,124	4,273
医 療 件 数 (現 物 給 付)	-	-	120,831	137,065
// (現 金 給 付)	-	-	1,168	1,521
1人当たりの医療負担額(現物)	-	-	721,934	815,761
1件当たりの医療負担額(現物)	-	-	24,640	25,431

資料:市民課 (※平成20年度は11ヶ月分)

要介護(要支援)認定者数の状況 (年度末現在)

(単位:人)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
要 支 援 1	0	73	105	137
要 支 援 2	0	301	296	215
経 過 的 要 支 援	88	0	0	-
介 護 1	513	190	188	273
介 護 2	334	373	362	320
介 護 3	236	272	247	243
介 護 4	210	228	253	272
介 護 5	199	202	198	231
合 計	1,580	1,639	1,649	1,691

資料:高齢福祉課



介護（介護予防）サービス受給者数の状況（年度累計）

（単位：人）

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
居 宅	9,617	9,472	9,599	9,876
地 域 密 着 型	525	585	1,021	1,184
施 設	3,846	4,035	3,918	3,795
介護老人福祉施設	1,649	1,949	2,033	1,991
介護老人保健施設	2,197	2,103	1,897	1,807
介護医療型施設	0	0	0	0
合 計	13,988	14,092	14,538	14,855

資料：高齢福祉課

介護（介護予防）サービス給付費の状況（年度累計）

（単位：円）

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
居 宅	761,516,885	805,517,175	855,602,265	960,004,567
地 域 密 着 型	117,069,597	135,204,993	226,264,365	275,748,840
施 設	932,263,396	968,540,422	941,737,764	953,204,497
介護老人福祉施設	392,954,742	443,123,860	470,819,568	477,997,378
介護老人保健施設	539,402,454	525,416,562	470,918,196	475,207,119
介護医療型施設	0	0	0	0
そ の 他	-93,800	0	0	0
審査支払手数料	2,931,890	2,957,520	2,994,495	3,072,395
高 額	31,501,877	35,705,054	39,631,944	47,155,303
高 額 医 療 合 算	-	-	-	399,164
特 定 入 所 者	82,073,430	100,451,300	122,514,620	129,902,760
合 計	1,927,357,075	2,048,346,464	2,188,745,453	2,369,487,526

資料：高齢福祉課

これからの取り組み

◎生活保護制度の適正な実施

- 生活困窮者に対し、生活保護の制度について説明し、保護の必要な要保護者には、適切な保護の決定・実施に努めます。また、要保護にならなかった困窮者には、他法他施策について説明・実施に努めます。
- 要保護者の自立を助長するため、就労支援員を活用し職業安定所等と連携し就労支援を行うとともに、自立支援プログラムの見直し・拡充を行い実情に応じた相談・支援等に努めます。
- 生活困窮者においては民生児童委員等の情報を収集し漏給防止に努めます。また要保護者においては課税調査などを実施し濫給防止に努めます。

◎国民健康保険事業の適正な運用

- 国民健康保険税の収納率は、下降気味であるため、今後も未納者の実態把握、状況に応じた納付相談の充実、徴収嘱託員による訪問徴収の強化、滞納処分の実施等の収納体制の整備を図り、収納率の向上を目指します。
- 被保険者の高齢化、医療技術の高度化等により高齢者の医療費が増加していることから、レセプト点検の充実強化、レセプト点検の徹底、多受診世帯や乱受診世帯の把握と指導を強化し医療費の適正化を図ります。



◎後期高齢者医療制度の周知

- 後期高齢者医療制度については、制度の正しい理解を得るため、引き続き周知を行います。
- 国においては、高齢者医療制度の見直しと並行して、国民健康保険制度の広域化も検討されていることから、制度改正に対する情報収集と市民に対する情報提供に努めます。

◎介護保険事業の健全な運用

- 介護サービス提供の円滑化、適正化に向け、中心的な役割を担う人材の確保や資質向上と、介護保険サービス事業者に対する指定及び指導を行います。
- 介護保険制度改正の動向を踏まえ、介護保険事業計画を策定し、適正で計画的な運営を目指します。
- サービス利用者がよりよいサービスを選択できるよう、事業者のサービス内容や評価に関する情報提供を充実するとともに、介護サービスに対する苦情への対応を適切に行います。
- 活動的な状態にある高齢者に対する介護予防から、要介護状態等にある高齢者に対する介護予防まで、地域住民すべての心身の健康の維持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と増進のために必要な援助、支援を包括的に担う地域の中核機関として「地域包括支援センター」の運営に努めます。

◎国民年金制度の周知と加入促進

- 国民年金への加入促進を図るため、対象者の的確な把握と加入奨励を実施するとともに、広報への掲載やパンフレットの配布等を通して、制度の周知を図ります。
- 国民年金制度の周知を図るとともに、複雑多様化する市民からの相談に適切に対応するため、日本年金機構・年金事務所と連携協力して相談業務の充実を図ります。

目 標

区 分	単位	21年度	25年度	27年度
国民健康保険税収納率 現年度分	%	87.75	90.00	95.00
国民健康保険税収納率 滞納繰越分	%	15.00	20.00	22.00
地域差指数（全国平均との比較）		1.029	1.020	1.000
保険事業費割合（保険事業費/税調定額）	%	2.04	2.20	2.50



第3節 福祉のところで高齢者に優しいまちづくりの推進

施策
区分

1 高齢者福祉の充実

現状と課題

日本人の平均寿命が伸びつづけるなか、高齢期を健康で生きがいをもって暮らしていくことは大きな課題となっています。高齢者が豊かな知識や経験を活かしながら、地域社会の一員として活動していくことは、高齢者の健康の保持・増進の面からも、介護予防の面からも必要なことです。

また、高齢者が地域社会の中で健康で明るい生活がおくれるよう、生きがいや健康づくりの推進などを包括的及び継続的に実施していくとともに、より一層の社会参加を促進していくことが大切です。

本市においては、平成22年3月現在、65歳以上の高齢者は8,740人で人口の25.0%を占め、平成27年に高齢化率は30.1%と推計されています。それに伴い、要介護者及び要支援者の増加が予測されます。加えて地域における過疎化や核家族化による、高齢単身世帯と高齢夫婦世帯の増加や、地域の連帯感が低下する中で地域での支え合いが脆弱化しています。また、社会生活の多様化とともにニーズが変化し、多種多様なものとなってきています。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、公的なサービスのみならず、多様な社会資源を活用し、包括的・継続的に支援することが必要です。また、高齢者自らも常に健康保持増進、生きがいづくりや介護予防に努めるなどの自助努力が求められます。また、高齢者ができる限り自立した生活を送るために、高齢者の多様な相談を総合的に受け止め必要な支援につなぐことや、介護保険サービスのみならず、地域の保健・医療・福祉サービスやボランティア活動、支え合いなどに結びつけること、また、高齢者の心身の状態の変化に応じて、継続的に支援し、予防的対応をすることが求められます。また、関係機関と連携しながら地域のネットワークを構築することや、1カ所で相談からサービス調整に至るワンストップサービス機能の構築が期待されます。一人ひとりのニーズに応じて、包括的及び継続的に提供できるような体制づくりが望まれており、地域包括支援センターを中心とした地域包括ケアシステムの構築が求められています。

さらに、高齢者自身が社会の担い手の一員として、その能力や経験を活かしつつ、一層活躍できるような環境づくりに努める必要もあります。

また、高齢者の学習や趣味等の活動の場である「老人憩いの家」「創作館」「ことぶき荘」などの適正な維持管理に努めるとともに、他の公共施設との合理的な施設管理を進めるための見直しについて検討していくことが必要となっています。



参考データ

高齢化率・高齢世帯と要介護等高齢者数の推移

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
人 口 (人)	35,781	35,605	35,326	34,997
世 帯 数 (世 帯)	12,572	12,728	12,851	12,915
高齢者人口 (65歳以上・人)	8,182	8,406	8,647	8,740
高 齢 化 率 (%)	22.9	23.6	24.5	25.0
高齢単身世帯数 (世帯)	583	608	637	677
高齢夫婦世帯数 (世帯)	528	528	513	517
要介護等高齢者 (人)	1,912	2,059	1,953	1,983

資料:人口・世帯は住民登録の数、その他は高齢福祉課

これからの取り組み

◎介護予防体制の充実

- 高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、一人ひとりのニーズに応じた地域支援事業を実施するとともに、生きがい活動、健康づくりなどを支援します。

◎自立生活の支援

- 高齢者が住み慣れた地域でできる限り自立した生活を送るために、高齢者の総合相談機能や関係機関と連携した地域のネットワーク機能の充実を図るとともに、高齢者の生活支援が包括的・継続的に行われるよう、地域包括ケアシステムの構築を目指します。

◎生きがいづくりの支援

- 高齢者が積極的に仲間づくりを進め、活発な交流が図れるような自主的活動を支援します。
- 豊かな知識や経験、能力を活かせる場を創出していくため、高齢者の就業機会や社会参加の場を提供する環境づくりに努めます。

◎高齢者福祉施設の適正管理

- 高齢者のふれあいの場となる「老人憩いの家」や「創作館」「ことぶき荘」の適正な維持管理に努めるとともに、介護予防センターの利用促進に努めます。
- 今後の施設管理等のあり方について、他の地域集会施設と一体的に見直しを行います。



目 標

◎介護予防体制の充実

目 標（介護予防事業）	単 位	21年度	25年度	27年度
特定高齢者介護予防教室（延人数）	人	744	800	820
一般高齢者介護予防教室（延人数）	人	1,568	1,650	1,700

目標（介護予防ケアマネジメント事業）	単 位	21年度	25年度	27年度
介護予防支援計画（実人数）	人	47	50	55
新予防給付ケアマネジメント（実人数）	人	254	230	210

目 標（任意事業）	単 位	21年度	25年度	27年度
家族介護用品支給事業（実人数）	人	28	35	40
家族介護教室事業（実人数）	人	46	55	60
家族介護慰労事業（実人数）	人	1	3	5
家族介護者交流事業（実人数）	人	34	50	60
高齢者実態把握事業（延人数）	人	537	550	560
配食サービス事業（実人数）	人	78	100	110
高齢者心配ごと相談事業（延件数）	件	67	80	90

◎自立生活の支援

目 標（総合相談、高齢者の生活支援事業及びネットワークの育成）	単 位	21年度	25年度	27年度
総合相談（延件数）	件	230	310	360
ネットワーク	ネット	178	190	200
緊急通報体制等整備事業（実人数）	人	112	130	140
軽度生活援助事業（実人数）	人	29	40	50
寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業（延人数）	人	53	65	70

◎生きがいづくりの支援

目 標（老人クラブ活動の活性化）	単 位	21年度	25年度	27年度
老人クラブ会員数（実人数）	人	4,489	4,530	4,550
シルバー人材センター会員数（実人数）	人	144	160	170